

指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続について

対象…訪問系事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）
相談支援事業所（一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援）

1 変更届提出の際の留意点

<共通>

(1) 変更後10日以内に提出してください。

事業所を移転する場合は、必ず事前に障害者福祉課事業者指定担当に御連絡願います。

(新たに別途事業所の指定を受ける場合も同様)

訪問系事業所と相談支援事業所については、建築基準法上「事務所」扱とされ、都市計画法の用途地域上「事務所」が設置できない地域（例：第一種低層住居専用地域）では、原則として事業が行うことができません。

移転先について、障害者福祉課事業者指定担当へ相談いただく前に、まず、①都市計画課で、事業予定地の用途地域及び地区計画上「事務所」として事業が可能な地域かどうか確認後、②建築審査課で、移転予定地の建物を使用して実際に事業が実施できるか確認してください。

(2) 変更届提出の際は、必ず届出書一式のコピーを事業所で保管してください。

<訪問系事業所>

(1) 資格を有する者による適正な事業が行われているか確認するため、居宅介護員（ヘルパー）等の変更があった場合は、少なくとも年1回以上の届出をお願いします。届出時期については任意です。

届出の際は、変更後の勤務形態一覧表と、前回提出した勤務形態一覧表を見比べて、新たに追加となった居宅介護員の資格証明書（介護福祉士、ヘルパー2級等）の写しを添付してください。

(2) 資格や実務経験が必要となる職種の人員変更については、資格等の要件の確認を確実に行ってください。

(3) 実務経験証明書を提出する場合は、原本を提出してください。

やむを得ず写しを提出する場合は、写しに事業者の原本証明をお願いします。また、有資格者について、資格証明書の写しを添付してください。

研修修了を要件とする職種については、研修修了証の写しを添付してください。

(4) 特定事業所加算を算定している場合で、加算の要件に該当していない状況が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

加算の算定要件については、加算取得の届出後においても常に要件を満たしている必要があります。

(5) 変更届様式の所在

八王子市ホームページ「事業者の方へ」→「障害者施設の開設・届出等」→「指定障害福祉サービス事業等について」→「変更・廃止・休止・再開・辞退について」→「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業の変更届に係る提出書類」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/henkounadonituite/p023171.html>

<相談支援事業所>

- (1) 相談支援専門員の追加や変更の際には、資格要件を確認しますので、必ず事前に障害者福祉課事業者指定担当に御連絡願います。

相談支援専門員になるためには、研修要件と実務要件の両方を満たす必要がありますが、東京都の相談支援従事者初任者研修（6日課程）の受講は、実務経験を満たしていない状態でも受講可能なため、研修を修了しても実務経験を満たしていない可能性があります。研修受講前に実務要件を満たしているか確認してください。

- (2) 相談支援専門員は、原則専従です。ただし、相談支援の業務に支障がない範囲で兼務可能な場合がありますが、兼務先の職務の人員基準上、兼務可能かどうか確認する必要があります。

相談支援専門員が、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した利用者がサービスの提供を受ける事業所・施設の直接処遇職員と兼務する場合、当該利用者に対するモニタリングや計画の更新及び変更時のサービス利用支援は、原則として行えません。

- (3) 相談支援専門員の資格要件を継続するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度から、5年度ごとの期間内に、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

(4) 変更届様式の所在

八王子市ホームページ「事業者の方へ」→「障害者施設の開設・届出等」→「障害福祉サービス等事業者向け情報」→「指定障害福祉サービス事業等について」→「変更・廃止・休止・再開・辞退について」→「特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定申請について」の『申請・届出書類一式』

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/henkounadonituite/p023171.html>

2 事業所の廃止・休止の際の留意点

- (1) 指定を受けた事業所を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止の日の一月前までに届出が必要です。

- (2) 事業所の廃止又は休止の際には、利用者全員の現に指定障害福祉サービスを受けている氏名、希望サービス等を記載したリスト及び、利用者の希望や意向を聴取した個々の面談記録等を確認できる書類も提出していただく必要があります。

(3) 廃止・休止届様式の所在

八王子市ホームページ「事業者の方へ」→「障害者施設の開設・届出等」→「指定障害福祉サービス事業等について」→「変更・廃止・休止・再開・辞退について」→「変更・廃止・休止・再開・辞退について」の『廃止届・休止届について』

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/henkounadonituite/p003171.html>